

平成 28 年 11 月

平成 28 年度中に電力受給契約の締結を希望される低圧のお客さまへ

平素は、弊社事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(以下、「FIT法」)に基づく電力販売のお申込みにあたりましては、下記の事項にご留意くださいますようお願いいたします。

記

1 電力販売申込みのご提出時期

平成 29 年 4 月に予定されている FIT法の改正により、平成 29 年 3 月 31 日までに電力受給契約を締結していない場合には、原則、取得済みの設備認定の効力が失われます。

平成 29 年 3 月 31 日までに電力受給契約の締結を希望される場合は、必要書類・必要事項を揃えた上で、早期に申込書類一式をご提出いただきますよう改めてお願いいたします。

今年度末にかけてお申込みの増加が予想されること、また、連系地点や技術検討内容等によっては契約締結までに標準以上の期間を要することを考慮すると、特に平成 29 年 1 月以降のお申込みは、平成 29 年 3 月 31 日までの契約締結に至らない可能性が高まりますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。

2 留意事項

(1) 弊社は、お申込がご提出された時点から、系統連系に関する技術検討等の手続きを開始します。  
弊社設備上の容量確保、工事内容および工事費用につきましては、技術検討実施後に確定いたしますので、ご留意くださいますようお願いいたします。

(2) お申込は、インターネット申込みもしくは新しい様式の申込書でのご提出をお願いいたします。詳細につきましては弊社HPにてご確認ください。

(3) ご提出いただいた申込み書類において、記入漏れや提出書類の不足等により受付を行えない場合は、お客さまに書類一式を返却する場合がございます。

なお、「設備認定通知書(写)」については、提出がない場合であっても、申請手続きを行ったことが分かる書類(設備認定申請画面の写し)をご提出いただければ、手続きを進めさせていただきますが、平成 29 年 3 月末までに「設備認定通知書(写)」のご提出がないと、接続契約の締結はできかねるためご注意ください。

ご不明な点がございましたら、お近くの弊社窓口までお問い合わせください。

以上